

20 中地交第 4 号
2020 年 10 月 6 日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 小林 利行 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊤

2020 年度年末年始業務運行に関する要求

今年度の年末年始繁忙期は、これまでとは異なり、コロナ・インフルエンザ対策が中心となります。社員一人一人の健康管理は、安心安全な職場環境を整えなければならない会社側の責務は重大です。また、コストコントロールによる要員や賃金の抑制は、業務の円滑な運行に多大な影響をもたらします。今年年末年始業務の正常運行確保のために、以下の要求を提出しますので、11 月 13 日までに誠意ある回答をお願いします。

記

- 1、 コロナ、インフルエンザ対策を中心に、社員の健康管理の徹底、労働災害事故防止に最善を尽くすこと。具体的には、マスク・消毒液・うがい薬の在庫を十分確保することや、食堂・休憩室・更衣室の増配備、換気対策やソーシャルディスタンスを徹底すること。
- 2、 短期期間雇用社員に対し、コロナ・インフルエンザ対策について、詳しく説明することはもちろん、業務においても必要な事前訓練を徹底すること。
- 3、 書留やゆうパック等の当日再配達を中止し、基本翌日以降の再配達とすること。
- 4、 年賀営業の対面販売については、コロナ感染予防の観点からなるべく避ける等、慎重を期すこと。
- 5、 年賀営業の販売実績が低い社員に対し、販売の強要は行わないこと。
- 6、 年賀営業活動に対し、超勤発令はしないこと。
- 7、 年末年始業務運行計画（深夜勤の復活局、年賀処理における広島局、岡山局の取り扱い、2 パス処理等）を明らかにすること。
- 8、 年賀 2 パスの初回交付は、年賀減少傾向により、12 月 25 日以降とすること。

- 9、 昨年の繁忙期においては、臨時便の輸送情報への入力漏れが散見されたので、支社において完全実施すること。
- 10、 連続出勤については6日以内とすること。
- 11、 12月31日から1月3日までは、超勤発令を行わないこと。
- 12、 深夜勤の勤務前後に、超勤発令を行わないこと。
- 13、 「36協定」違反を起こさないよう各局を指導すること。また「特別条項」を適用しないこと。
- 14、 年末年始繁忙期における、短期期間雇用社員の雇用確保に万全を期すること。
- 15、 集配部において、ゆうパックの兼配をさせないこと。そのための要員確保に万全を期すること。
- 16、 1月2日は集配交付を抑制し、3日以降に振り分けること。
- 17、 昨年度における、中国支社管内の年賀販売枚数と引受通数を明らかにすること。
- 18、 年末年始繁忙が始まるまでに、全社員が業研に参加するよう指導すること。
- 19、 コンプライアンス厳守を徹底するため、短期期間雇用社員も含め、全社員に研修を実施し参加させること。
- 20、 ロールパレット、パレットケース等物品が不足することがないようにすること。
- 21、 長期期間雇用社員のモチベーション維持のため、繁忙期間中は時給単価を、短期期間雇用社員と同一もしくはそれ以上とすること。

以上